

物品（資料）貸出要領

1 貸出対象

岩手県立県民生活センター（以下「センター」という。）は、所有する消費者啓発用物品及び各種資料（以下「啓発用物品等」という。）を原則として、県民の消費生活その他生活に関する啓発・教育のために必要な場合に限り貸し出すものとする。

2 啓発用物品等

- (1) 展示用パネル、展示用物品及び機材
- (2) ビデオテープ及びDVD
- (3) 図書及び啓発資料
- (4) その他センターが貸出をすることが適当と認めるもの

3 貸出期間

原則として7日以内とする。

4 手続き

啓発用物品等の貸出を希望する者（以下「借用者」という。）は、貸出期間1週間前までにあらかじめ電話等で予約をし、借用書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、申し込むものとする。ただし、希望する啓発用物品等が重複した場合は、センターにおいて必要な調整を行う。

5 運搬及び経費

啓発用物品等の運搬は、特段の事情がない限り、借用者の負担において借用者が行う。

6 紛失・破損

センターは、啓発用物品等の貸付けを行う時は、善良な管理のもとに使用すべきことを指示しなければならない。

また、借用者は、借用中の啓発用物品等が紛失又は破損した時は、原状に復する責を負う。ただし、これが困難な場合は、センターと借用者双方の協議により、これと異なる方法によることができる。

7 貸出簿による管理

センターは、啓発用物品等の貸出を行った場合は、貸付簿（別紙様式2）により記録整理しておくものとする。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月7日から適用するものとする。